

令和4年度 第2回機関保証制度検証委員会 議事要旨 (案)

1. 日時

令和5年2月10日(金) 14:00~16:00

2. 議事

- (1) 日本学生支援機構の令和5年度奨学金事業予算案及び令和4年度返還金回収状況等について
- (2) 財政収支シミュレーション結果の中間報告及び審議
- (3) 日本国際教育支援協会の事業計画について
- (4) その他

3. 出席者

◎委員

小田中委員(委員長)、宗野委員、大高委員、提坂委員、永井委員、山口委員、奥村委員、萬谷委員

▲(独)日本学生支援機構(以下、「機構」)

頼本審議役、前畑返還部長、森奨学事業戦略部次長、大八木返還部次長、糸川返還部次長、天田返還総務課長、栗栖機関保証業務課長

○(公財)日本国際教育支援協会(以下、「協会」)

阿部機関保証センター長、雉本機関保証センター次長

△分析受託業者(以下、P w C)

P w Cあらた有限責任監査法人

4. 議事概要

議事(1)日本学生支援機構の令和5年度奨学金事業予算案及び令和4年度返還金回収状況等について

機構より、机上資料1及び机上資料2に基づき説明が行われた。

委員との質疑応答及び意見は次のとおり。

【返還金の回収状況について】

◎委員

返還金回収状況については、新型コロナの影響を懸念していたが、令和3年度までは比較的順調に回収が進んだ。しかし、令和4年度の返還金回収状況は若干悪化の傾向がある、という理解でよいか。

▲機構

回収状況は令和2～3年度にかけて良かったと考えており、令和4年度は令和3年度より若干悪化すると予想している。しかし、新型コロナ拡大前の状況に戻るのか、新型コロナの影響で良好化した幅の中で推移するのか、明確に断言はできない。現時点では、令和3年度と比較して若干悪化している、ということである。

【予算人員について】

◎委員

予算人員の減少数のうち、第二種奨学金の減少が大きいように思われる。どのような傾向を反映した結果なのか、背景を伺いたい。

▲機構

給付奨学金が拡充され、第一種奨学金と給付奨学金で併給制限がかかるため、第二種奨学金の利用者が増加すると予想し、第二種奨学金の予算を増やした。実際に第二種奨学金の利用者は増加したが、想定より増加量は少なかった。また、第二種奨学金の利用者数は、詳しく分析できていないが毎年増減が大きい傾向がある。予算策定の際は、前年度から継続して奨学金の貸与を受ける人数をベースに、新たに予約採用等で奨学生になる人数を追加して予算を組んでいる。

また、第一種奨学金を拡充したため、従来第二種奨学金を受けていた奨学生が第一種奨学金を利用し始めていることもあり、その分第二種奨学金の利用者が減少している背景もある。

議事（2）財政収支シミュレーション結果の中間報告及び審議

分析委託業者より、机上資料3に基づき説明が行われた。

委員との質疑応答及び意見は次のとおり。

【適状代位弁済率の算出方法について】

◎委員

直近2年間（令和2～3年度）は新型コロナの影響を強く受けており、ポストコロナとなる今後25年間をシミュレーションするならば、この2年間は除くのが適当と思われる。基本シナリオとして提示された3パターン（5・7・10年加重平均）から選ぶしかないとなれば、新型コロナの影響が最も薄まる10年加重平均になると思う。

さらに、令和6年度から修学支援新制度における、多子世帯や理系学生への拡大及び大学院段階での授業料後払い制度の導入が見込まれている。これらの新制度は今回の基本シナリオに織り込まれていないと理解しているが、それでよいか。

また、今後は、新制度を含めてシミュレーションしたものを基本シナリオとして推計す

るよう検討していただきたい。

△PwC

1点目の基本シナリオのパターンについては、機構との間でコロナ禍の2年間を除くべきかの議論を行ったが、その2年だけを除くのは逆に恣意的ではないかとの意見が出た。数年後、コロナ禍の2年間だけが特殊だったと判断できれば、後から除くことは可能だが、現時点でその2年間が特殊であったとは判断できないため期間を長くとしている。

2点目の新制度を反映した分析については、現状、新制度の影響が分からないため、今後の課題として承りたい。

▲機構

コロナ禍の2年間をどう見るかは非常に難しい。今年度のシミュレーションにおいては修学支援新制度等の影響が説明できない以上、3パターンのうち最も長い10年加重平均を基本シナリオとするのが適切かと考える。令和2～3年度の回収状況を、今後25年間維持できるとは言い切れないため、今後どのような状況になるか、協会や委員の意見を頂戴しながら分析を進めたい。

【代位弁済後の回収率について】

◎委員

代位弁済後回収率における一括回収率の分析について、代位弁済後9～10年目にかけて回収率が大きく上昇しているが、9～10年目に何か特別な施策を講じて、回収率が上がるようにしているのか、もしくは平成22～25年度に代位弁済した債権が、偶然、何かの施策の効果でその時期に回収率が上がったのか。

○協会

協会の回収で時効が到来するのが10年目であり、それに先立って支払督促申立を行っているため回収率が高まっている。今年度だけの傾向ではなく、毎年度この傾向が続くことになると思う。

また、民法上の時効が5年になることを見越し、支払督促申立を早めているところであり、今後9～10年目に上昇していた回収率も前倒しで表れてくると思う。

【保証金残高について】

◎委員

基本シナリオシミュレーション結果で、代位弁済されれば保証金残高は減少すると思うが、代位弁済後の回収がされた場合、保証金残高には繰り込まないということか。単年度の収支のみで計算するだけで回収したものは戻さないため、回収しても保証金残高は

減っていくという認識でよいか。

△PwC

計算上は代位弁済後の回収分は保証金残高に入っている。単年度収支は単にその事業年度の収入と支出の差になっており、収入に代位弁済後の回収額が含まれている。

議事（3）日本国際教育支援協会の事業計画について

協会より、机上資料4-1及び机上資料4-2に基づいて説明が行われた。

委員との質疑応答及び意見は次のとおり

【破産債権について】

◎委員

回収率の向上について、破産債権（回収不能債権）の割合が増加しているとのことだが、これは代位弁済時に既に破産していたのか、代位弁済後の回収交渉中に破産したのか、どちらが多いのか。例えば、回収可能な状態にあるうちに回収を高めるために、誠実な者には寄り添って相談に乗る、不誠実な者には時効対応を待たずして早めに支払督促申立をするといったような、臨機応変な対応も必要になるのではないか。

○協会

破産に関しては、代位弁済時に破産していた者がほとんどである。支払督促申立については、代位弁済になった者は経済的に困難な者であり、経済回復にも時間がかかるため、代位弁済後すぐに申立をしても効果が薄いと考えている。電話、SMS及び内容証明等様々な督促を組み合わせながら粘り強く連絡をとりつつ、それでも返還できない者に最終的に支払督促申立を行う。申立にはコストも時間もかかるため、現在は時効前の8～9年目で申立を行っている。時効が5年となる者是对応を早めていく必要があるが、時効が10年の者を早めていくのはコスト面を含め現時点では難しいと考えている。

議事（4）その他

機構より、机上資料5に基づいて説明が行われた。特段意見等はなかった。

また、機構より今後の予定について説明が行われた後、閉会となった。

（以上）